

2020年8月17日

都道府県バスケットボール協会
専務理事 各位
審判委員長 各位

公益財団法人日本バスケットボール協会
審判グループゼネラルマネージャー/審判委員長 宇田川 貴生

2020年度新型コロナウイルス感染症による審判および審判インストラクターライセンス特例措置適用について（通知）

拝啓 平素より当協会の活動に格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染拡大に関しては、依然として先行きの見えない状況であり、都道府県協会内での活動についても難しい判断が求められていると推察いたします。

つきましては、「2020年度新型コロナウイルス感染症による審判および審判インストラクターライセンス特例措置について」（5/22 発）について、下記適用を8月16日開催 JBA 理事会で報告しましたので、ご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

なお、この未曾有の事態を乗り越え、早くバスケットボール活動が安心安全の上、実施されることを切に願っております。

敬具

記

実施内容 ○1および2については、新規・更新講習会実施が厳しい状況であるため特例措置適用

※なお、1⑥については特例措置の例外として追加

○3については、今後の状況を考慮し2021年2月に判断

1. 2020年度審判/審判 IR ライセンスの新規審査会および更新講習会に関する特例措置

本年度は**8月31日**までに審判員/審判 IR の安心安全が確保できる講習会が実施できない場合、

①全てのライセンス新規審査会は中止とする

理由 ・全く審判活動をしていない受講生の準備期間（試合勘、体力面）として最低1カ月程度は必要である。

・受講生の準備期間を考慮したうえでの審査会の設定（1次審査、2次審査等）が困難。また実施の場合各種大会を使用することとなるが、現状では多くの混乱が予想されるため。

②各ライセンス更新講習会については、座学内容およびルールテストは JBA からの情報配信により実施、実技・フィットネステストについては免除し、本年度は特例として更新とする。また特例適用の場合、更新受講料は徴収しないこととする。

理由 ・上記①と同様

③e ラーニングによる E 級および 3 級 IR 新規更新講習会は例年通りとする。

④本件判断については全国で統一して実施するため、JBA が判断することとする。

⑤なお、今後各都道府県の実態に合わせ、更新講習会および新規審査会以外の研修会実施については可とする。

⑥ただし、次年度および次々年度全国大会実施等の理由により B 級新規審査会を実施する場合は、都道府県協会および JBA 審判の承認により実施可とする。

2. 2020年度 S/A 級新規ライセンス審査会受講生に対する特例措置

本年度 S/A 級新規ライセンス審査会が中止となった場合、本年度で受講資格を失う受講者に対して1年猶予措置とする。

理由 S/A 級の受講資格として50歳未満の規定があるため。

3. 2020年度定年対象 S/A 級審判員および T/1/2/3 級審判インストラクターに対する特例措置

本年度自粛等によりライセンス活動が十分にできなかった場合、年齢による定年（S/A 級審判員：55歳、T 級審判 IR：65歳、1/2/3 級審判 IR：70歳）を1年間猶予措置とする。

理由 長きにわたって貢献いただいた方々に対して最終年度のライセンス保証。

①対象者の意思確認を行い申告制とする。（S 級 4 名、A 級 4 名、T 級 1 名、2 級 2 名、3 級 2 名 対象合計 13 名）

②来年度登録時に同ライセンスの登録を行い、来年度の更新講習も受講することとする。

③本特例措置の適用については、今後の状況を考慮し2021年2月に JBA として判断する。

お問い合わせ先 JBA 審判グループ：宇田川 E-MAIL jba-ref@basketball.or.jp